

○防衛省告示第二百四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が令和三年八月二十日次のとおり決定された。

令和三年八月二十五日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
一〇七六	旭川近文台演習場	旭川市	国有	土地…約三〇平方メートル	
				令和三年六月二十一日	
一〇七八	名寄演習場	名寄市	国有	建物…約四二〇平方メートル	

令和三年六月二十一日

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三一八一 硫黄島通信所 東京都小笠原村 国有 建物・約四、三〇〇平方メートル

国有 工作物・鋪床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和四年三月三十一日までの

間、四回、一回につき約五日間

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部

を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある

施設及び区域として提供する。この場合

において、合衆国軍隊がこの施設及び区

域を使用している期間中は、地位協定の  
関連ある条項が適用される。